

○東海大学大学院委託生・聴講生に関する規程

(制定 昭和40年6月10日)

改訂 昭和63年4月1日 1997年4月1日

2001年4月1日 2013年4月1日

第1条 「委託生」とは、東海大学大学院学則（以下「学則」という。）により、官公庁、外国政府、研究機関、民間団体、他の大学などの委託に基づいて東海大学大学院（以下「本大学院」という。）における修学を許可された者をいう。

2 「聴講生」とは、学則により、本大学院における1科目又は数科目の修学を許可された者をいう。

第2条 委託生又は聴講生として修学を志願する者に対しては、正規の学生の修学に差し支えない範囲において選考のうえ、研究科長は学長の許可を得て修学を許可する。

第3条 委託生、聴講生出願の時期は、学期の始めのみとする。

第4条 委託生及び、聴講生であって、本学の学則に違反し、又は学生の本分を守らなかった者は、これを除名する。

第5条 委託生は、履修した科目について試験を受けなければならない。履修した科目の試験に合格したときは、本人の請求により証明書を交付する。

2 聴講生が履修した科目については、本人の請求により履修証明書を交付する。

第6条 委託生・聴講生には、本大学院修了の資格を付与しない。

第7条 委託生及び聴講生の出願料、学費その他の納付金は別に定める。

第8条 いったん納入した納付金は、事由の如何にかかわらず返還しない。

第9条 委託生及び聴講生については、この規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。

付 則

この規程は、昭和40年6月10日から施行する。

付 則

1 「神奈川県内大学間における学術交流に関する協定書」に基づく委託生は、「特別聴講生」あるいは「特別研究生」と称する。

2 この規程は、2001年4月1日から施行する。

付 則（2013年4月1日）

この規程は、2013年4月1日から施行する。